

さいたま市生活環境の保全に関する条例について

さいたま市環境局環境共生部環境対策課

【はじめに】

環境問題は、産業の発展や人々の生活スタイルの変化とともに多様化し、さらには地域や国を越えた問題に発展しています。わが国では、地球温暖化対策として温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減という目標を掲げておりますが、本市でも目標達成に向けた様々な対策を推進しています。平成21年度に策定した「しあわせ倍増プラン2009」では、環境・まちづくり分野において太陽光発電施設の設置の推進や市内照明のLED化全国1位を目指しているほか、次世代自動車の普及促進を重点項目として積極的に取り組んでいます。

一方、市民生活に直接関わる環境問題としては、市街地の拡大に伴い都市型の公害が増加しており、行政に対しては市民ニーズに即

した適切な対応が求められています。本市の平成20年度公害苦情受理状況を見ると、全468件のうち大気汚染関係が181件（半数以上は野外焼却の煙に対するもの）と最も多く、全体の40%を占めており、次いで騒音152件（同32%）、悪臭84件（同18%）と続いています（図1）。

【目的と構成】

このような背景から、本市が直面する様々な環境問題に適切に対応し、市民の良好な生活環境を将来にわたって確保するため、温室効果ガスの削減など環境への負荷の低減に関する措置と、公害等の発生源に対する規制を定めた「さいたま市生活環境の保全に関する条例」（平成20年さいたま市条例第46号）を制定し、平成21年4月1日に施行しました。

この条例は、それまで本市にも適用されていた「埼玉県生活環境保全条例」（以下「県条例」といいます。）の制度や規制の内容を、本市の実情に合わせ拡充しているほか、新たな制度も導入しており、8つの章から構成されています。

その中から、第3章から第5章に規定する注目すべき主な制度を以下にご紹介します。

【環境への負荷の低減】

（1）環境負荷低減計画制度（第3章第2節）

地球温暖化の原因となる温室効果ガス抑制のため、環境への負荷が相当程度大きい事業所を設置（管理）する事業者が、温室効果ガ

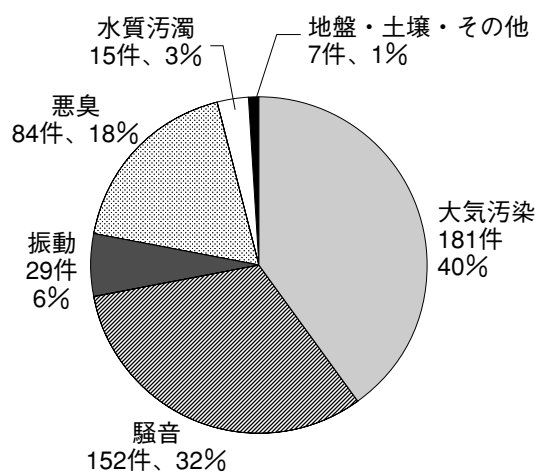


図1 平成20年度公害苦情の受理状況

さいたま市生活環境の保全に関する条例	
第1章	総則
第2章	生活環境の保全に関する基本的施策
第3章	環境への負荷の低減
第1節	地球温暖化の防止
第2節	事業活動における環境への負荷の低減
第3節	建築物に係る環境への負荷の低減
第4節	公共用水域への負荷の低減
第4章	自動車の使用に伴う環境への負荷の低減
第1節	自動車の利用者等の責務
第2節	アイドリング・ストップの推進
第5章	公害等に関する規制等
第1節	ばい煙等の公害に関する規制等
第2節	建築物等の解体等に伴う石綿の飛散防止
第3節	特定化学物質の適正な管理
第4節	土壤環境及び地下水質の保全
第5節	地盤の沈下の防止
第6節	光害の防止
第7節	事故時等の措置
第6章	生活環境の保全に関する責任者の設置
第7章	補則
第8章	罰則

スの削減等に関する計画（環境負荷低減計画）を作成し、自ら公表する制度で、次の事業所若しくは店舗が対象です。

- ①燃料並びにこれを熱源とする熱及び電気
の年度（4月1日から翌年3月31日まで）
の使用量をそれぞれ原油の数量に換算して
合算した量が1,500㎏以上である事業所
- ②大規模小売店舗立地法に規定する大規模
小売店舗のうち、店舗面積が5,000㎡以上
である店舗

このうち②について、県条例では店舗面積が10,000㎡以上である店舗を対象としています。近年、県内では郊外型の大規模なショッピングセンターが相次いで出店していますが、本市では、これら大規模店舗のほか店舗面積が10,000㎡に満たない店舗も多く、効果的な温室効果ガスの抑制を図るため、この条例では対象規模を5,000㎡以上に引き下げています。

(2) 建築物環境配慮制度（第3章第3節）

建築物に係る環境への負荷の低減を図るた

め、建築物の新築等を行う建築主（特定建築主）が市の指針に基づき建築物の環境性能を総合的に評価して、環境への負荷の低減を図るための措置に関する計画を作成、市長に提出するという新たな制度を導入しました。

対象は、床面積（増築又は改築の場合は当該部分の面積）の合計が2,000㎡以上の建築物で、事業者から提出された計画は、市役所窓口やインターネットなどで公表します（図2）。なお、市長は提出された計画の内容が指針に照らして不十分であると認めるときは、必要な指導及び助言を行います。

(3) 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減（第4章）

自動車の排ガスによる地球温暖化の防止対策として、これまで県条例によって低公害車の導入や駐車時のアイドリング・ストップの実施等の促進に取り組んできました。この条例においても、自動車を使用する個人や事業者によるこれらの取組を促進するほか、自動車販売者も低公害車の普及に努め、市長がその販売状況の報告を求めることができる制度としています。また、冷蔵貨物自動車等の

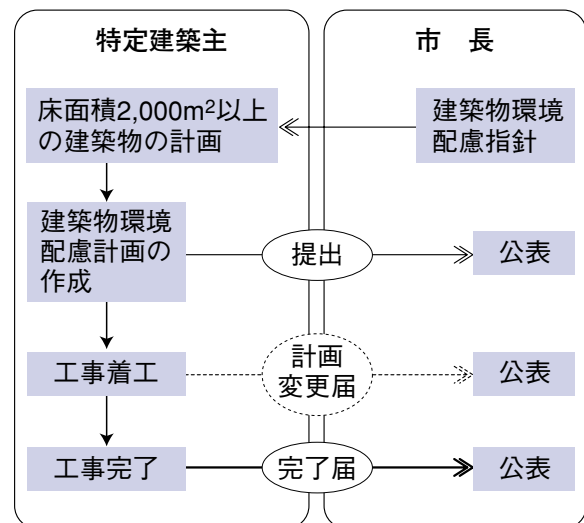


図2 建築物環境配慮制度の流れ

貨物の積卸時におけるアイドリングを抑制するため、トラックターミナルに対し外部電源装置の設置に努めるよう規定しています。

市では、これらを着実に推進していくため「さいたま市交通環境プラン」を策定し、公用車への電気自動車等の導入や市内充電施設の整備等の事業に計画的に取り組んでいます。

【公害等に関する規制等】

(1) ばい煙等の公害に関する規制等（第5章第1節）

① 排出水の規制（第36条～第59条関係）

大気汚染や水質汚濁等の原因となるばい煙、騒音・振動、排出水等の発生施設に対しては、関連する法律や県条例によって規制されてきたところであり、市条例においても県条例とほぼ同様の規制基準等を定め、市内の該当施設に適用しています。

排出水の規制対象となる指定排水施設については、「パン・菓子製造業の用に供する洗浄施設、原料処理施設、混合・攪拌施設及び充填施設」を新たに規制対象施設としています。

② 悪臭の規制（第38条関係）

本市では、工場や事業場、農地が住宅と近接している地域が多く、そこから排出される悪臭に関する苦情も少なくありません。この条例では、事業活動に伴って排出する悪臭の基準を、工場又は事業場の敷地境界線における臭気指数を許容限度として定めています。

また、県条例では対象業種を定めて規制していますが、市内の悪臭に関する苦情の実態を見ると対象業種以外の業種によるものが多いことから、この条例では業種によらずすべての事業活動に伴う悪臭を対象としています（ただし、常時使用する従業員数

が5人以下の飲食店については、当分の間、この基準は適用しないこととしています）。

③ 燃焼行為の制限（第49条～第50条関係）

廃棄物の不適正な焼却は、一部の例外を除いては廃棄物処理法において禁止されていますが、廃棄物に限らず、物を燃焼することにより発生する煙は人の健康を損なうおそれがあるほか、特に住宅が密集する地域では煙の匂いや灰の飛散が苦情の原因となっています。そのため、この条例では廃棄物のほか、廃棄物に該当しない樹脂、木材、紙、草等の物についても、基準を満たした燃焼設備を用いる場合やその他例外を除き、これらの物を燃焼させる行為を禁止しています。

④ 夜間営業騒音等の規制（第54条～第57条関係）

営業時間が夜間（午後10時から翌朝6時まで）に及ぶ飲食店やスポーツ施設の周辺では、当該夜間営業に伴う騒音に対する近隣住民からの苦情がたびたび寄せられています。県条例では、特に騒音発生源となり得る7営業を夜間営業騒音規制の対象として夜間における騒音基準を設定していましたが、この条例では、この7営業のほか「サッカーのまち」を反映して市内で急増している「フットサル場営業」を新たに加え、8営業を規制の対象としています。

(2) 建築物の解体等に伴う石綿（アスベスト）の飛散防止（第5章第2節）

本市では、平成17年に石綿による健康被害が社会問題化したことを受け、いち早く石綿対策本部を設置するとともに、同年10月には「建築物等の解体又は改修工事における石綿飛散防止対策指導指針」を策定し、市有施設の対策をはじめ民間の建物所有者、解体工事施工業者への指導を行ってきました。その取組

を一層強化すべく、当該指針の内容を充足し、条例化を図りました。新たな規定の特徴は、大気中石綿濃度の自主測定の義務化（飛散性石綿のみ）、非飛散性石綿を含めた石綿含有建築材料が使用されている建築物等を解体等する作業（石綿排出等作業）に係る作業実施基準の2点です。

建築物その他工作物（建築物等）の解体、改造又は補修（解体等）の工事の施工者が実施すべき手続等の概要は、次のとおりです（図3）。

- ①石綿含有建築材料の使用の有無等に係る事前調査の実施及び結果の表示
- ②基準の遵守
 - ・作業実施基準（石綿排出等作業の方法や石綿濃度の測定に関する基準）
 - ・敷地境界基準（石綿排出等作業の場所から大気中に排出又は飛散する石綿濃度の基準）
- ③測定計画の作成、提出及び作業完了報告の提出（測定の結果、石綿濃度が敷地境

界基準を超えたときは、直ちにその結果を市長に報告）

(3) 土壌汚染対策（第5章第4節）

平成22年4月に施行された改正土壌汚染対策法では、3,000m²以上の土地の形質変更時における土地所有者の届出義務や汚染土壌処理業の許可制度などが導入されましたが、本市では、すでに3,000m²以上の土地の改変時や特定有害物質取扱事業所の除却時等における調査及び汚染拡散防止措置義務を規定しています。この規定は、県条例の規定に、新たに「特定有害物質の貯蔵施設の廃止時」についても調査及び汚染拡散防止措置義務の対象としているほか、当該調査によって汚染が確認され事業者が汚染拡散防止措置を講じる際の「住民説明制度」を導入しています。

(4) 光害の防止（第5章第6節）

近年は、環境に関する市民相談も多様化しており、様々な対応が求められています。その一つに光害があります。この条例では、光害を「照明機器から照射される光で目的とする照明対象範囲の外部に照射される光その他不適切な照明機器の使用に起因する人の諸活動及び動植物への悪影響」と定義し、何人も、屋外で照明機器を使用する際は光害の防止に努めるよう規定しています。

また、サーチライト、レーザー等の投射器（サーチライト等）の不適切な使用が住民に不快感を与えたり、天体観測の妨げになるなど苦情の原因となっており、また、照射範囲が遠距離に届くため、地域を越えて問題となることもあることから、特定の照射対象がある場合等を除き、サーチライト等の使用を規制しています。この規定の導入により、すでに市内ではサーチライト等の使用がすべて廃止されています。

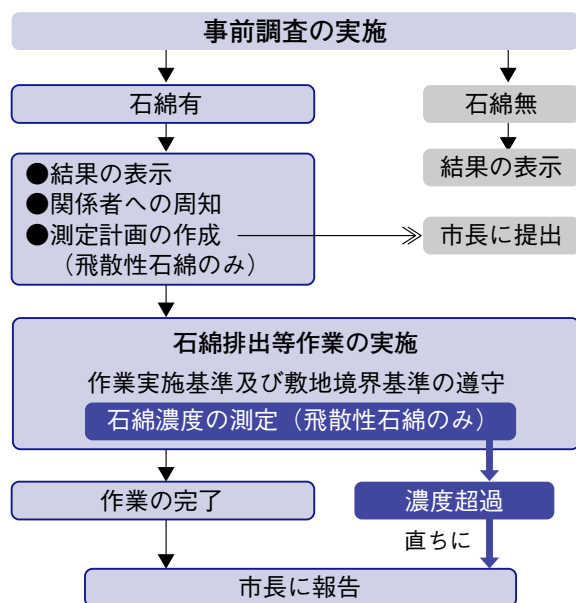


図3 建築物等の解体等工事における手続の流れ